

別記 3 8 避難設備の設置基準

給油取扱所の次の用途に用いる建築物には、避難設備として誘導灯を設置することとされている。

(政令第 2 1 条の 2、規則第 3 8 条の 2)

	用 途	設 置 部 分
給 油 取 扱 所	給油取扱所の 2 階部分を店舗、飲食店又は 展示場に用いるもの	当該建築物の 2 階から直接給油取扱所の敷地外へ通ず る出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口
	屋内給油取扱所で避難措置のため事務所等 を有するもの	当該事務所等の出入口、避難口並びに当該非難口に通 ずる通路、階段及び出入口



* 誘導灯には非常電源を附置すること